

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	福岡財務支局長
【提出日】	平成28年1月29日
【会社名】	アイ・ケイ・ケイ株式会社
【英訳名】	I K K Inc.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 金子 和斗志
【本店の所在の場所】	佐賀県伊万里市新天町722番地5 (上記は登記上の本店所在地であり、実際の業務は「最寄りの連絡場所」で行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	福岡県糟屋郡志免町片峰三丁目6番5号
【電話番号】	050-3539-1122
【事務連絡者氏名】	常務取締役 登田 朗
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1【提出理由】

平成28年1月28日開催の当社第20期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき提出するものであります。

## 2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成28年1月28日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金10円 総額299,374,560円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年1月29日

第2号議案 定款一部変更の件

(1) 今後の事業内容の多様化に対応するため、定款第2条(目的)につきまして事業目的を追加するものであります。

(2) コーポレート・ガバナンス体制の強化を図るため、定款第19条(取締役の員数)に定める取締役の員数の上限を2名増員し、8名から10名に変更するものであります。

(3) 平成27年5月1日施行の「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)により、責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更されたことに伴い、業務執行取締役等でない取締役及び社外監査役でない監査役につきましても、責任限定契約を締結することによってその期待される役割を十分に発揮できるよう、定款第30条(取締役の責任免除)及び第40条(監査役の責任免除)の一部を変更するものであります。なお、定款第30条の変更につきましては、各監査役の同意を得ております。

第3号議案 取締役8名選任の件

取締役として、金子和斗志、金子晴美、松本正紀、登田朗、寺澤大輔、菊池旭貢、小宮秀一及び田中修の8名を選任するものであります。

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
第1号議案 剰余金の処分の件	247,482	162	0	(注)1	可決(99.15%)
第2号議案 定款一部変更の件	238,834	8,810	0	(注)2	可決(95.68%)
第3号議案 取締役8名選任の件					
金子和斗志	247,086	558	0	(注)3	可決(98.99%)
金子晴美	247,431	213	0		可決(99.13%)
松本正紀	247,434	210	0		可決(99.13%)
登田朗	247,418	226	0		可決(99.12%)
寺澤大輔	247,432	212	0		可決(99.13%)
菊池旭貢	247,426	218	0		可決(99.13%)
小宮秀一	247,397	247	0		可決(99.12%)
田中修	246,201	1,443	0		可決(98.64%)

(注)各議案の可決要件は次のとおりであります。

1. 第1号議案は、出席した株主の議決権の過半数の賛成によります。
2. 第2号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成によります。
3. 第3号議案は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成によります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの議決権行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できたものを合計した結果、各議案は可決要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主の賛成、反対及び棄権に係る一部の議決権の数は加算しておりません。

以上